

青森県報

第八百四十号

令和六年
十一月十五日
(金曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高
齢福祉課) ……一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律による自立支援医療機関の指定……………(障
害福祉課) ……一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……一
- 入退室システム等機器貸借契約に係る一般競争入札……………(行政経営課) ……二
- 地域森林計画の案の縦覧……………(林 政 課) ……三
- 地域森林計画の変更案の縦覧……………(同) ……三
- 右 ……(同) ……四
- 右 ……(同) ……四

告 示

青森県告示第五百九十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和六年十一月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県告示第五百九十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

令和六年十一月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名	称	所 在 地	指 定 日 期
日本調剤むつ薬局	むつ市小川町一丁目三の二一	令和 六・二・一	

青森県告示第六百号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業者を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十五第一号の規定により公示する。

令和六年十一月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

名 称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業を行う事業所	指 定 日 期
			和 田 中 央 コンパ ス 十和田市 稲生町 一七の一 一	令和 六・二・一

指定居宅サービス事業者 名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サ ビスの 種類	居宅サ ビス事業を行う 事業所	指 定 日 期
リハインク ルーション 株式会社	十和田市大字三 本木字並木西一 六四の一八	通所介護	和 田 中 央 コンパ ス 十和田市 稲生町 一七の一 一	令和 六・二・一

社会福祉法人陸会	平川市本町平野四五の一	放課後等デイサービス	こどもサポートMeety早稲田	弘前市大字早稲田二丁目一二の二	令和六・二・一
社会福祉法人陸会	平川市本町平野四五の一	児童発達支援	こどもサポートMeety早稲田	弘前市大字早稲田二丁目一二の二	〃

公 告

入退室システム等機器賃貸借契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

令和六年十一月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物件の賃貸借期間における保守を含む賃貸借料とし、その仕様等は入札説明書のとおりとする。

入退室システム等機器 一式

二 賃貸借期間

令和七年二月一日から令和十二年一月三十一日まで（ただし、この契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、この期間の中途において当該契約を解除することがある。）

三 納入期限及び設置場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 令和五年六月十二日青森県告示第四百四号（物品等の競争入札参加資格）の一

又は令和六年二月十三日青森県告示第八十六号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、OA機器の賃貸借契約及び電子計算組織に係るソフトウェア賃貸借契約についてAの等級に格付された者であること。

3 入札のときまでの間に、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

4 納入する機器等について、県で示した仕様を満たすこと及び保守体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に関係資料を添えて、青森県総務部行政経営課長に提出し、審査を受けなければならない。また、申請書の内容について説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該申請書の内容の変更等に応じなければならない。

2 1の説明及び内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 1の審査結果については、申請書を提出した者に対して別途書面により通知する。

4 提出期限

令和六年十一月二十一日 午後五時

5 提出場所

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

6 提出部数 一部

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市新町二丁目四の三〇

青森県総務部行政経営課システム管理運用グループ

電話 〇一七―七三四―九一六〇

七 入札及び開札の場所及び日時

青森市新町二丁目四の三〇

青森県庁舎北棟二階二一三会議室

令和六年十一月二十五日 午前十一時

八 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二条第一項第二号の規定により免除する。

九 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

十 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十一 落札者の決定方法

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていないと判断した申請書等を提出した者で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 入札書の提出方法等

入札説明書による。

4 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間の総額のうち二か月分に相当する金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 契約金額

落札価格をもって令和六年度の契約金額とする。ただし、令和七年度から令和十年度までの各年度の契約金額は落札価格に六を乗じた額とし、令和十一年度の契約金額は落札価格に五を乗じた額とする。

6 その他

本契約は、契約手続に係る書類の授受を電子契約サービスを利用して行うことができるものとする。

地域森林計画の案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、三八上北森林計画区に係る令和七年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和六年十一月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中北地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部、下北地域県民局地域農林水産部及び県のウェブサイトを

二 縦覧期間

令和六年十一月十五日から同年十二月十五日まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、東青森林計画区に係る令和三年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和六年十一月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部、下北地域県民局地域農林水産部及び県のウェブサイトを

二 縦覧期間

令和六年十一月十五日から同年十二月十五日まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、津軽森林計画区に係る令和四年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和六年十一月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部、下北地域県民局地域農林水産部及び県のウェブサイトを

二 縦覧期間

令和六年十一月十五日から同年十二月十五日まで

地域森林計画の変更案の縦覧

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、下北森林計画区に係る令和六年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により、公告し、当該地域森林計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

令和六年十一月十五日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 縦覧場所

青森県農林水産部林政課並びに東青地域県民局地域農林水産部、中南地域県民局地域農林水産部、三八地域県民局地域農林水産部、西北地域県民局地域農林水産部、上北地域県民局地域農林水産部、下北地域県民局地域農林水産部及び県のウェブサイトを

二 縦覧期間

令和六年十一月十五日から同年十二月十五日まで

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭